

まん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮のお知らせ

令和3年5月16日（日）に、当会館の所在する前橋市が群馬県まん延防止等重点措置の対象区域となったことから、令和3年6月13日（日）までの夜間の利用について午後9時までの利用を午後8時までに短縮し、営業時間は午前9時から午後8時までとします。

短縮に伴う夜間の料金については、前橋問屋センターまでお問合せください。

なお、会館の利用に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事項の順守をお願いしています。ご協力をお願いします。

- ① マスクの着用
- ② 3密（密閉・密集・密接）の防止
- ③ 来館者の健康管理（37.5度以上や体調不良の方の参加禁止）
- ④ 会場定員の50%以下での利用